

平成19年度 入札・契約の適正化に係る追加評価

独立行政法人日本芸術文化振興会

評価項目	評価結果	備考（実績等）
<b>I 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価</b>		
1 契約方式、契約事務手続、公表事項等契約に係る規程類の適正性についての評価	【項目別評価p1「業務運営の効率化状況」欄】 契約における公平性・透明性の向上に努めるとともに、随意契約の限度額を引き下げ、競争入札の範囲の拡大を図るなど、順当に推移しているものと認められる。	【項目別評価p2 4. 一般競争入札による外部委託の推進】 (1)随意契約の見直し計画 「独立行政法人整理合理化計画」に従い、「随意契約見直し計画」を作成して公表するとともに(19年12月)、第2期中期計画に掲げ、契約における公平性、透明性の向上に努めた。 会計規程に基づき原則として一般競争入札等により契約するとともに、併せて19年4月1日より会計規程を改正し、少額案件について競争入札によらず調達できる金額を引き下げ、競争入札の範囲の拡大を図った(工事・製造・物品・借入以外のその他の契約は「300万円以下」から「100万円以下」としたなど)。 「随意契約見直し計画」では、100万円を超える契約について345件のうち、見直し前の随意契約224件(65%)・83.7億円(78%)を見直し後は115件(33%)・78.5億円(73%)に低減する(18年度契約ベース)。  (2)入札機会の拡大 引き続き、入札公告等を敷地内に掲示するとともに、振興会ホームページにおいて、競争入札参加に必要な資格・競争参加資格有資格者一覧・入札情報(入札公告等)を掲載し、入札機会の拡大を図った。  【項目別評価p3 5. 事務の一元化】 (1)調達事務の一元化 19年度の本館警備業務と駐車場管理業務について一括委託を行った。電気供給、清掃業務委託など、政府調達を実施する大型の契約について、引き続き、本館・能楽堂・文楽劇場の契約事務を経理部契約課に集中して行った。また、本館及び文楽劇場の道具・小道具賃借等について、芸能部企画課(本館)で一括して契約した。
2 契約の適正実施確保のための取組(※1)についての評価	【項目別評価p63「内部統制」欄】 監事監査及び内部監査とともに、規程を整備し、確実に実施されている。	
3 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況についての評価	【項目別評価p1「業務運営の効率化状況」欄】 競争入札の範囲の拡大を図るなど、順当に推移しているものと認められる。	【項目別評価p2 4. 一般競争入札による外部委託の推進】 (1)随意契約の見直し計画 「独立行政法人整理合理化計画」に従い、「随意契約見直し計画」を作成して公表するとともに(19年12月)、第2期中期計画に掲げ、契約における公平性、透明性の向上に努めた。 会計規程に基づき原則として一般競争入札等により契約するとともに、併せて19年4月1日より会計規程を改正し、少額案件について競争入札によらず調達できる金額を引き下げ、競争入札の範囲の拡大を図った(工事・製造・物品・借入以外のその他の契約は「300万円以下」から「100万円以下」としたなど)。 「随意契約見直し計画」では、100万円を超える契約について345件のうち、見直し前の随意契約224件(65%)・83.7億円(78%)を見直し後は115件(33%)・78.5億円(73%)に低減する(18年度契約ベース)。
<b>II 個々の契約に係る評価</b>		
監事による個々の契約のチェックプロセスや第三者によるチェックプロセスを把握した上で行う、契約における競争性・透明性の確保の観点からの、特定の契約(※2)に対する監事等によるチェックプロセスについての評価	内部監査と連携しながら、19年度に契約した入札に係るすべての契約を対象として、監査のチェックポイントを明確にしたうえで監査を実施している。このことは、時代の要請を踏まえ監査計画を作成している点や、内部監査との情報共有による効率的な監査を実施している点のほか、監査手法の一定化を図っている点で評価できる。 また、監査の観点として、契約手続全体の流れ(運用面)の適正性に着目した監査を実施している点においても評価できる。 今後は、必要な規程の策定状況や組織に適したチェック体制が規程に組み込まれているか等の整備面に着目した監査を実施するなど、法人運営の有効性に資する監査の実施を期待する。	

※ 斜体部分はすでに提出している評価書に記載している事項  
 ※1 契約事務の適正実施確保のためにとられている措置や体制(内部審査体制、外部審査体制、監事監査等)についての評価を記載(措置や体制がとられていない場合はその必要性について評価)  
 ※2 関連公益法人との随意契約及び落札率が95%以上の契約(予定価格を公表していない場合は応札者が1者のみの契約)(500万円以上)を対象とする。500万円以上を対象としたときに該当する契約件数が多い場合は、契約金額上位30件程度が入る金額で下限を定める。